

国民年金保険料が変わります!

4月分から国民年金保険料が14,980円に引き下がります。お支払方法により、お得な割引が設定されていますのでご利用ください。

納付書による前納

1年度分を現金払いで前納していただくと3,190円割引されます。

また、半年分を現金払いで前納していただくと730円割引されます。(前期・後期の2回とも前納すると年間1,460円の割引)

1年度分、半年分前納用の納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

納付期限 5月1日(火)

納付場所 金融機関、郵便局

またはコンビニエンスストア

※1年度分や半年分だけではなく、任意の月分から年度末までを前納することも可能です。ご希望の場合は、専用の納付書が必要となりますので年金事務所へお問い合わせください。

☎043(242)6320

へお問い合わせください。

口座振替による早割

毎月納付(当月保険料を翌月末引落し)の場合、割引がありません。しかし、引落しを1ヶ月早めて納付する早割(当月保険料を当月末引落し)にしてくださいと、1ヶ月で50円割引されます。(年間600円の割引)

申込方法 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)と金融機関の通帳、届出印をお持ちのうえ、金融機関(郵便局も含む)へ直接お申込ください。

※口座振替が開始されるまで、2ヶ月程度かかりますのでお早めにお申込ください。

◆問い合わせ
住民課国民年金班
☎(84)1214

7月9日(月)から

住民基本台帳法が改正されます
新たな在留管理制度がスタート

住民基本台帳法が改正され、7月9日(月)から外国人住民に住民票が作成されます。また、これと同時に外国人登録法が廃止され、新しい在留管理制度がスタートします。

住民基本台帳法の主な改正点

- ①外国人住民にも(※)住民票が作成されます。(住所変更・閲覧請求手続きなど、日本人と同様になります)
- ②他市町村へ住所を移した場合でも、住民基本台帳カードを継続して利用できるようになります。(すべての住民)

新たな在留管理制度の主な内容

- ①現在の外国人登録証明書から、『在留カード』または『特別永住者証明書』に切り替わります。(外国人登録法が廃止されます)
- ②在留期間が、最長5年になります。

◆問い合わせ

住民課住民班
☎(84)1214



平成24年 山武郡市広域行政 組合予算の概要

平成24年度山武郡市広域行政組合の一般会計予算は、歳入歳出総額で48億60,339千円を計上しました。前年度当初予算額と比較して、9億1,083千円(15.64%)の減となっています。主な要因は、平成22年度から実施していた消防本部・中央消防署合同庁舎移転新築整備事業が平成23年度で終了したためです。歳入の主なものは、構成市町からの負担金及び使用料手数料となっており、それぞれ76.06%、11.36%で歳入総額の87.42%を占めており、歳出の主なものは消防費で歳出総額の57.11%を占めています。

◆問い合わせ

山武郡市広域行政組合
企画財政課
☎0475(54)0252